

健康づくり課健康推進担当 ☎ 594-5545

令和8年度 子どもの定期予防接種

市が実施する予防接種は、各医療機関での個別接種形式で行います。契約医療機関は下表を参照してください。

種類	対象時期	回数
ロタウイルス（1価または5価）	1価 生後6週0日後～24週0日後（初回は14週6日後まで）	2回
	5価 生後6週0日後～32週0日後（初回は14週6日後まで）	3回
ヒブ※1（インフルエンザ菌b型）	生後2か月～5歳の誕生日の前日 （標準的な接種開始時期は生後2～7か月の前日です）	1～4回
肺炎球菌※1		
B型肝炎	1歳の誕生日の前日まで （標準的な接種開始時期は生後2か月です）	3回
五・三種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風）+（ポリオ・ヒブ※五混のみ）	生後2か月～7歳6か月になる前日	4回
BCG	1歳の誕生日の前日まで	1回
麻しん・風しん※2 （それぞれ接種することも可能）	1期 1歳～2歳の誕生日の前日	1回
	2期 幼稚園等の年長の年（4月1日～3月31日まで）	1回
水痘※3	1歳～3歳の誕生日の前日	2回
日本脳炎※4	1期 3歳～7歳6か月になる前日	3回
	2期 9歳～13歳の誕生日の前日	1回
二種混合（ジフテリア・破傷風）	11歳～13歳の誕生日の前日	1回
HPV（ヒトパピローマウイルス感染症）	小学6年生～高校1年生相当の年齢	3回または2回

□ 太枠の予防接種（日本脳炎、二種混合、HPV）は、接種時期に合わせて各家庭に予診票を郵送します。

※1 「ヒブ」、「肺炎球菌」は接種開始時期によって接種回数が異なります。

※2 令和6年度に麻しん・風しんの対象であって、ワクチンの偏在等供給の理由で接種が受けられなかった人は接種対象期間が令和9年3月31日までとなっています。詳しくは担当までご相談ください。

※3 今まで水痘にかかった人は対象となりません。

※4 平成19年4月1日以前生まれで20歳未満の人には特別措置があります。詳細はご相談ください。

市内予防接種実施医療機関一覧

○印が実施している医療機関です。市外医療機関での接種を希望する場合は、健康づくり課健康推進担当 ☎ 594-5545) までお問い合わせください。接種する際は医療機関へ事前に予約し、当日は母子健康手帳と予診票を持参してください。

医療機関名	電話番号	ロタ	ヒブ	肺炎球菌	B型肝炎	BCG	五・三混	ポリオ	麻しん・風しん	水痘	日本脳炎	二混	HPV
青木クリニック	592-1033	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	—
安里医院	542-2629	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
いなぎentクリニック ※院長の診療日のみ実施	593-4567	—	○	○	—	—	—	—	○	○	—	—	○
大久保医院	591-8171	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二期・特例のみ	○	○
北里大学メディカルセンター	593-1212	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
北本駅前クリニック	593-0311	—	—	—	—	—	—	—	二期のみ	—	4歳以上のみ	○	○
北本共済医院	591-7111	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
北本中央クリニック	591-2257	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
きたもと脳神経外科クリニック	592-8808	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○
鴻巣北本内科クリニック	578-4663	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さとうクリニック	590-5977	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
鈴木医院	592-1313	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
遠井クリニック	591-2109	○	○	○	○	○	○	—	○	○	○	○	○
林田内科医院	592-7711	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
深井小児科内科医院	591-5958	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二期・特例のみ	○	—
本藤整形外科	592-7667	—	—	—	—	—	—	—	—	—	○	—	○
my CLINIC マイ・クリニック	590-2211	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
南福音診療所	591-7191	—	—	—	—	—	—	—	—	—	二期・特例のみ	○	○
矢澤クリニック北本	577-7048	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山崎医院	591-2244	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
山田医院	593-0353	5価のみ	○	15価のみ	○	○	5混のみ	—	○	○	○	○	○
吉田医院	591-2200	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
よしだ整形外科内科	590-5720	—	—	—	—	—	—	—	○	○	○	○	○

各種相談案内

※状況により中止になる場合があります。
※相談日が祝日のときはお休みです。

相談日 4月8日～5月7日

相談名	日時	場所	問合せ
税務相談	4月14日(火) 10:00～12:00、 13:00～15:00	市役所相談室 1-C(税務課前)	税務課市民税担当 ☎ 594-5518 ※前日までにお申し込みください
福祉総合相談	毎週月～金曜日 8:45～16:30	共生福祉課地域共生担当 ☎ 594-5517	
行政相談(国や県等への要望や苦情の相談)	4月8日(水) 10:00～12:00	市役所相談室 1-G(市民課横)	市民課市民相談担当 ☎ 594-5529
市民相談	毎週月～金曜日 9:00～16:00		市民課市民相談担当 ☎ 594-5529 ※実施日の3日前までにお申し込みください
不動産相談(予約制)	4月10日(金) 13:30～16:20		
法律相談(予約制)	弁護士 毎週水曜日 13:30～16:20	消費生活センター (市民課横)	消費生活センター ☎ 511-8800
	司法書士 4月17日(金)、5月1日(金) 13:30～16:20		
消費生活相談・多重債務相談	毎週月～金曜日 10:00～12:00、13:00～16:00	消費生活センター(市民課横)	消費生活センター ☎ 511-8800
成年後見制度相談	4月23日(木) 13:30～16:30	高齢者ラウンジ(栄市民活動交流センター ☎ 592-1551) ※1週間前までにお申し込みください	
人権相談	4月28日(火) 13:30～15:30 (受付は15:00まで)	文化センター	総務課人権推進・男女共同参画担当 ☎ 594-5506
女性相談(予約制)	4月8日(水)・13日(月)・22日(水) 10:00～16:00(1人50分)	市役所相談室 2-C(環境課横)	子どもの権利相談 ☎ 590-5011、 0120-0874-56 ※子ども専用
子どもの権利相談	毎週月～金曜日 10:30～18:00 (16:30以降の面談は要予約)	市役所相談室 原則2-C(環境課横)	子どもの権利相談 ☎ 590-5011、 0120-0874-56 ※子ども専用
教育相談	毎週月～金曜日 8:30～16:30	教育センター ☎ 591-2176	
ことばの相談(未就学児対象)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	児童発達支援センター ☎ 592-8876	
子どもの相談(育児、しつけ等)	毎週月～金曜日 9:00～16:00	子育て支援課児童相談担当 ☎ 511-7702	
子育てなんでも相談	毎週月～金曜日 9:00～17:00	児童館(児童館利用者支援事業担当 ☎ 592-9969)	
緑のなんでも相談	5月4日(月・祝) 10:00～12:00	総合公園 ☎ 592-4050	
心配ごと相談(予約制)	4月15日(水) 9:30～11:30	総合福祉センター	北本市社会福祉協議会 ☎ 593-2961 ※前日までにお申し込みください
結婚相談(予約制)	4月18日(土) 13:30～15:30		北本市社会福祉協議会 ☎ 593-2961
ボランティア相談	5月2日(土) 10:00～12:00		産業観光課商工労政・観光担当 ☎ 594-5530
内職相談	毎週月～金曜日 8:45～16:30	産業観光課窓口	住宅増改築相談の当日の問合せは ☎ 591-1111
住宅増改築(新築)・リフォーム相談	4月11日(土) 9:00～12:00	市役所相談室 1-I(市民課横)	

暮らしの110番

北本市消費生活相談あれこれ vol.194

「スマートフォンで「簡単に稼げる副業」との広告を見て、メッセージアプリで登録した。指定された動画を見て、スクリーンショットした画像を送信する作業(タスク)だけで、100円から800円の報酬がもらえる」と勧誘された。報酬はQRコード決済で数千円受け取ることができたので信用していた。新たに参加費用を支払えば、上位ランクに上がると、1回の報酬額も上がると説明されて参加費用を振り込んだ。その後はグループを組んで作業することになり、途中でやめると他のメンバーに迷惑がかり、やめられない状況に追い込まれていた。作業でミス指摘され、保証金を支払うよう求められたが支払えないとの相談がAさんから寄せられました。

「簡単な作業で高収入を得られる」との広告をきっかけに、登録して副業を始めたが、報酬が受け取れない、違約金を請求された等の相談が多く寄せられています。Aさんのように動画のスクリーンショットを送信するだけ、「いいね」をするだけなど、いろいろな作業(タスク)があります。最初は信用させるため報酬を支払われますが、その後は、指示通りに作業したにもかかわらず、作業ミスを指摘され、様々な名目でお金の請求を受けます。振込先は毎回違う個人名義の口座を指定されることが多く、送金してしまうとお金を取り戻すことは困難です。

簡単に高額収入が得られるような話はありません。報酬が得られる副業で、副業を続けるためにお金の支払いを求められたら、詐欺を疑ってください。途中でおかしいと思ったら、警察や北本市消費生活センターに相談してください。

スマホで簡単に稼げるとうたう副業トラブルに注意

相談窓口

- 北本市消費生活センター(北本市役所市民課内 ☎ 511-8800) 毎週月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00～12:00、13:00～16:00 ※土・日曜日、祝日は局番なしの ☎ 188へ(年末年始を除く)
- 埼玉県消費生活支援センター ☎ 048-261-0999 毎週月～土曜日(祝日・年末年始を除く) 9:00～16:00
- 全国消費生活相談員協会「週末電話相談」 ☎ 03-5614-0189 毎週土・日曜日 10:00～12:00、13:00～16:00